

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年7月29日（令和7年（行情）諮問第862号）

答申日：令和8年6月17日（令和8年度（行情）答申第239号）

事件名：幹部専門情報課程における教務実施要領の最新改訂版等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書46」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年6月24日付け防官文第2967号及び令和3年6月3日付け同第9945号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書1（原処分1について）

（略）

(2) 審査請求書2（原処分2について）

アないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ及びキ （略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例

を適用し、まず、令和元年6月24日付け防官文第2967号により、文書46（かがみのみ。）について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和3年6月3日付け同第9945号により、文書1ないし文書45及び文書46（かがみを除く。）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年11か月及び約4年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分2において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表1のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年7月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年9月18日 審議
- ④ 令和8年6月11日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、

本件対象文書の一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は、原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表1の番号1について

標記の不開示部分には、本件対象文書の更新に係る担当者の階級及び氏名が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働き掛けが直接行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表1の番号2について

標記の不開示部分のうち別表2に掲げる部分を除く部分には、自衛隊の情報業務の教育項目及びその教育実施要領について具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊における情報活動の内容及び任務形態等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別表2に掲げる部分については、原処分において開示されている部分から容易に推測できる内容又は開示されている部分と同一の内容であり、これを公にしたとしても、国の安全が害されるおそれがあるとは認められないことから、当該部分は、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分のうち、別表

2に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

「幹部専門情報課程」における教務実施要領（昭和42年海上自衛隊達第31号「海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達」第11条）のうち2007.5.8-送請68で特定された以降の最新改訂版、及び当該文書を綴っている行政文書ファイルに綴られているその他の文書の全て。

2 本件対象文書

文書1	幹部専門情報課程	教務実施要領1	情報の意義
文書2	幹部専門情報課程	教務実施要領2	海上自衛隊の情報
文書3	幹部専門情報課程	教務実施要領3	情報組織
文書4	幹部専門情報課程	教務実施要領4	用語の解説
文書5	幹部専門情報課程	教務実施要領5	情報業務の概要
文書6	幹部専門情報課程	教務実施要領6	情報業務の原則と基準
文書7	幹部専門情報課程	教務実施要領7	情報業務の特質
文書8	幹部専門情報課程	教務実施要領8	海上自衛隊の通信
文書9	幹部専門情報課程	教務実施要領9	作戦要務
文書10	幹部専門情報課程	教務実施要領10	分析手法概説
文書11	幹部専門情報課程	教務実施要領11	戦略情報における知識
文書12	幹部専門情報課程	教務実施要領12	
文書13	幹部専門情報課程	教務実施要領13	
文書14	幹部専門情報課程	教務実施要領14	
文書15	幹部専門情報課程	教務実施要領15	収集対象に関する基礎知識
文書16	幹部専門情報課程	教務実施要領16	識別
文書17	幹部専門情報課程	教務実施要領17	
文書18	幹部専門情報課程	教務実施要領18	警備地誌概説
文書19	幹部専門情報課程	教務実施要領19	地誌調査の実際
文書20	幹部専門情報課程	教務実施要領20	関係法規の概説
文書21	幹部専門情報課程	教務実施要領21	
文書22	幹部専門情報課程	教務実施要領22	情報保全
文書23	幹部専門情報課程	教務実施要領23	
文書24	幹部専門情報課程	教務実施要領24	
文書25	幹部専門情報課程	教務実施要領25	
文書26	幹部専門情報課程	教務実施要領26	写真一般
文書27	幹部専門情報課程	教務実施要領27	
文書28	幹部専門情報課程	教務実施要領28	情報保証概説

文書 2 9	幹部専門情報課程	教務実施要領 2 9	情報管理概説
文書 3 0	幹部専門情報課程	教務実施要領 3 0	情報システム
文書 3 1	幹部専門情報課程	教務実施要領 3 1	通則
文書 3 2	幹部専門情報課程	教務実施要領 3 2	部隊教育訓練の基準
文書 3 3	幹部専門情報課程	教務実施要領 3 3	
文書 3 4	幹部専門情報課程	教務実施要領 3 4	
文書 3 5	幹部専門情報課程	教務実施要領 3 5	情報本部
文書 3 6	幹部専門情報課程	教務実施要領 3 6	航空自衛隊作戦情報隊
文書 3 7	幹部専門情報課程	教務実施要領 3 7	自衛艦隊司令部
文書 3 8	幹部専門情報課程	教務実施要領 3 8	情報業務群司令部
文書 3 9	幹部専門情報課程	教務実施要領 3 9	作戦情報支援隊
文書 4 0	幹部専門情報課程	教務実施要領 4 0	電子情報支援隊
文書 4 1	幹部専門情報課程	教務実施要領 4 1	基礎情報支援隊
文書 4 2	幹部専門情報課程	教務実施要領 4 2	自衛隊情報保全隊本部
文書 4 3	幹部専門情報課程	教務実施要領 4 3	航空集団司令部
文書 4 4	幹部専門情報課程	教務実施要領 4 4	第 4 航空群司令部
文書 4 5	幹部専門情報課程	教務実施要領 4 5	情報関係機関等見学
文書 4 6	幹部専門情報課程	映像技術 教務実施要領	

別表1 (原処分において不開示とした部分及び理由)

番号	本件対象 文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書1	2ページの階級及び氏名	<p>情報隊員の階級及び氏名については、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に携わる個人が特定され、情報を得ようとする者から直接その個人を狙った不当な働きかけが行われるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。</p>
	文書2		
	文書3		
	文書4		
	文書5		
	文書6		
	文書7		
	文書8		
	文書9		
	文書10		
	文書12		
	文書13		
	文書14		
	文書15		
	文書16		
	文書17		
	文書18		
	文書19		
	文書20		
	文書21		
	文書22		
	文書23		
	文書24		
	文書25		
	文書26		
	文書27		
	文書28		
	文書29		
	文書30		
	文書31		
	文書32		
	文書33		
	文書34		

	文書 3 5		
	文書 3 6		
	文書 3 7		
	文書 3 8		
	文書 3 9		
	文書 4 0		
	文書 4 1		
	文書 4 2		
	文書 4 3		
	文書 4 4		
	文書 4 5		
2	文書 1	3 ページ及び 4 ページの それぞれ一部	自衛隊の情報業務、情報活動等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報活動の内容及び任務形態等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 2	3 ページないし 5 ページ	
	文書 3	のそれぞれ一部	
	文書 4	3 ページ及び 4 ページの それぞれ一部	
	文書 5	3 ページの一部	
	文書 6	3 ページ及び 4 ページの	
	文書 7	それぞれ一部	
	文書 8	3 ページの一部	
	文書 9	1 ページ、3 ページ及び	
	文書 1 0	4 ページのそれぞれ一部	
	文書 1 1	3 ページないし 6 ページ のそれぞれ一部	
	文書 1 2	1 ページ、3 ページ及び 4 ページのそれぞれ一部	
	文書 1 3	1 ページ及び 3 ページの	
	文書 1 4	それぞれ一部	
	文書 1 5	1 ページ、3 ページ及び 4 ページのそれぞれ一部	
	文書 1 6	1 ページ及び 3 ページな いし 1 0 ページのそれぞ れ一部	
	文書 1 7	1 ページ、3 ページ及び 4 ページのそれぞれ一部	
	文書 1 8	1 ページ及び 3 ページな	

		いし 6 ページのそれぞれ一部
文書 1 9		1 ページ、3 ページ及び 4 ページのそれぞれ一部
文書 2 0		1 ページ及び 3 ページないし 5 ページのそれぞれ一部
文書 2 1		1 ページ、3 ページ及び 4 ページのそれぞれ一部
文書 2 2		1 ページ及び 3 ページないし 5 ページのそれぞれ一部
文書 2 3		1 ページ、3 ページ及び
文書 2 4		4 ページのそれぞれ一部
文書 2 5		1 ページ及び 3 ページないし 5 ページのそれぞれ一部
文書 2 7		1 ページ及び 3 ページのそれぞれ一部
文書 2 8		4 ページの一部
文書 2 9		1 ページ、3 ページ及び 4 ページのそれぞれ一部
文書 3 0		3 ページの一部
文書 3 1		3 ページ及び 4 ページの
文書 3 2		それぞれ一部
文書 3 3		1 ページ、3 ページ及び
文書 3 4		4 ページのそれぞれ一部
文書 3 5		1 ページ及び 3 ページの
文書 3 6		それぞれ一部
文書 3 7		
文書 3 8		
文書 3 9		
文書 4 0		3 ページの一部
文書 4 1		
文書 4 2		1 ページ及び 3 ページの
文書 4 3		それぞれ一部
文書 4 4		

	文書45		
	文書46	3 ページ、5 ページないし11 ページ、21 ページ、25 ページ、26 ページ、31 ページ、32 ページ、34 ページないし38 ページ、41 ページ及び42 ページのそれぞれ一部	

※当審査会事務局において整理した。

※ページ番号は、本件対象文書に記載されているページ番号を指す。

別表 2 (開示すべき部分)

本件対象文書	ページ	開示すべき部分
文書 9	1 ページ	6 行目「細目」の 1 文字目ないし 6 文字目
	3 ページ	(1) ア (ウ) 細目の不開示部分全て
文書 1 3	3 ページ	(1) ア (イ) 項目の不開示部分全て
文書 2 2	1 ページ	6 行目「細目」の 1 文字目ないし 4 文字目
	3 ページ	(1) ア (ウ) 細目の不開示部分全て

※ページ番号は、本件対象文書に記載されているページ番号を指す。